

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第4号議案 令和4年度 長崎市一般会計補正予算（第14号）

目次	ページ
《 2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 》	
1目 戸籍住民基本台帳費	
〔繰越明許費の補正〕	
戸籍システム運営費	
.....	2～3

中央総合事務所

令和5年2月

【繰越明許費】予算説明書 48～49 ページ

2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
戸籍システム運営費	予算現額	28,714	7,428	—	—	1,888	19,398
	支出予定額	22,122	836	—	—	1,888	19,398
	繰越明許費	6,592	6,592	—	—	—	—
繰越事由	改正戸籍法に対応するための戸籍システムの改修方法の検討に不測の日数を要し、事業が年度内に完了しない見込みであるため。						
完了予定日	令和5年6月末						

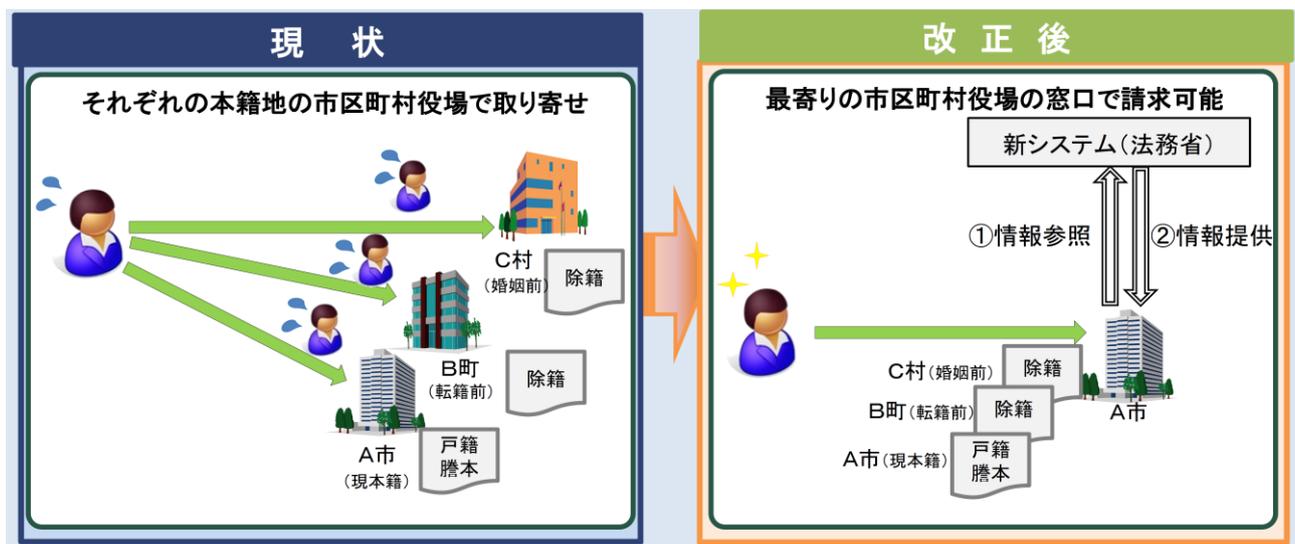
※社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補助率 事業費(6,592千円)の10/10

1 事業内容

令和元年5月31日付で戸籍法の一部等が改正され、本籍地以外での戸籍謄本の発行を可能とすることや、マイナンバー制度の下で社会保障手続における戸籍謄本の添付が不要となることなどが定められたことから、これらの制度に対応するために必要なシステムの改修を行う。

2 戸籍法改正後のイメージ

現在、戸籍等は本籍地の市区町村でのみ取得可能であるが、改正後は、全国の市区町村で取得可能となる。



3 事業スケジュール(予定)

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	R5.2月	R5.6月	R6.3月	
システム 改修	● 契約	→ 完了		
運用		試行期間 (dashed arrow)		運用開始 (solid arrow) 本格運用

※運用開始日(施行日)は、令和6年3月頃の予定。